

素 案

第 2 次大網白里市男女共同参画計画

～男女がともに認め合い、支え合い、

個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう～

令和3年 月

大 網 白 里 市

は じ め に

令和3年 月

大網白里市長 金 坂 昌 典

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 ○
- 2 計画の位置づけ ○
- 3 計画の期間 ○
- 4 基本理念 ○
- 5 基本目標 ○

第2章 計画の内容

- 1 施策の体系 ○
- 2 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

- (1) 男女共同参画への意識啓発 ○
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 ○
- (3) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 ○

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

- (1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援 ○

基本目標Ⅲ 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり

- (1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進 ○
- (2) 仕事と家事・育児・介護等の両立の推進 ○

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

- (1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備 ○
- (2) 防災における男女共同参画の推進 ○
- (3) 男女共同参画の視点に立った健康支援 ○
- (4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備 ○

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待等の防止と被害者支援 . ○
- (2) ハラスメントの防止 ○
- (3) 相互理解と人権尊重 ○

第3章 計画の推進

- 1 推進体制の充実 ○
- 2 国・県等関係機関との連携 ○
- 3 指標一覧 ○

参考資料

大網白里市男女共同参画計画策定経過 ○

大網白里市男女共同参画審議会条例 ○

大網白里市男女共同参画審議会委員名簿 ○

大網白里市男女共同参画計画検討委員会設置要綱 ○

男女共同参画社会基本法 ○

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 . . ○

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ○

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ○

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してきました。

この法律に基づき、大網白里市では、平成 28 年 3 月に「大網白里市男女共同参画計画」（以下「前計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んできましたが、なお一層の取り組みが必要とされる状況にあります。そこで、これまでの取り組みの成果を検証しつつ、前計画の基本理念を引き継ぎ、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 2 次大網白里市男女共同参画計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定します。

2 計画の位置付け

- （１）この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村計画であり、大網白里市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- （２）この計画は、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、大網白里市総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。
- （３）この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置付けます。
- （４）この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます（該当部分は、「基本目標Ⅲ（１）男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進」）。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画とします。

この計画は、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 基本理念

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念としており、この基本理念を前提としつつ、本計画では、「男女がともに認め合い、支え合い、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指そう」を基本理念とします。

5 基本目標

この計画では、次の5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 基本目標Ⅰ | 男女共同参画を推進する環境づくり |
| 基本目標Ⅱ | 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり |
| 基本目標Ⅲ | 男女がともに個性と能力を発揮できる職場・労働環境づくり |
| 基本目標Ⅳ | 男女がともに安心して暮らせる地域づくり |
| 基本目標Ⅴ | あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 |

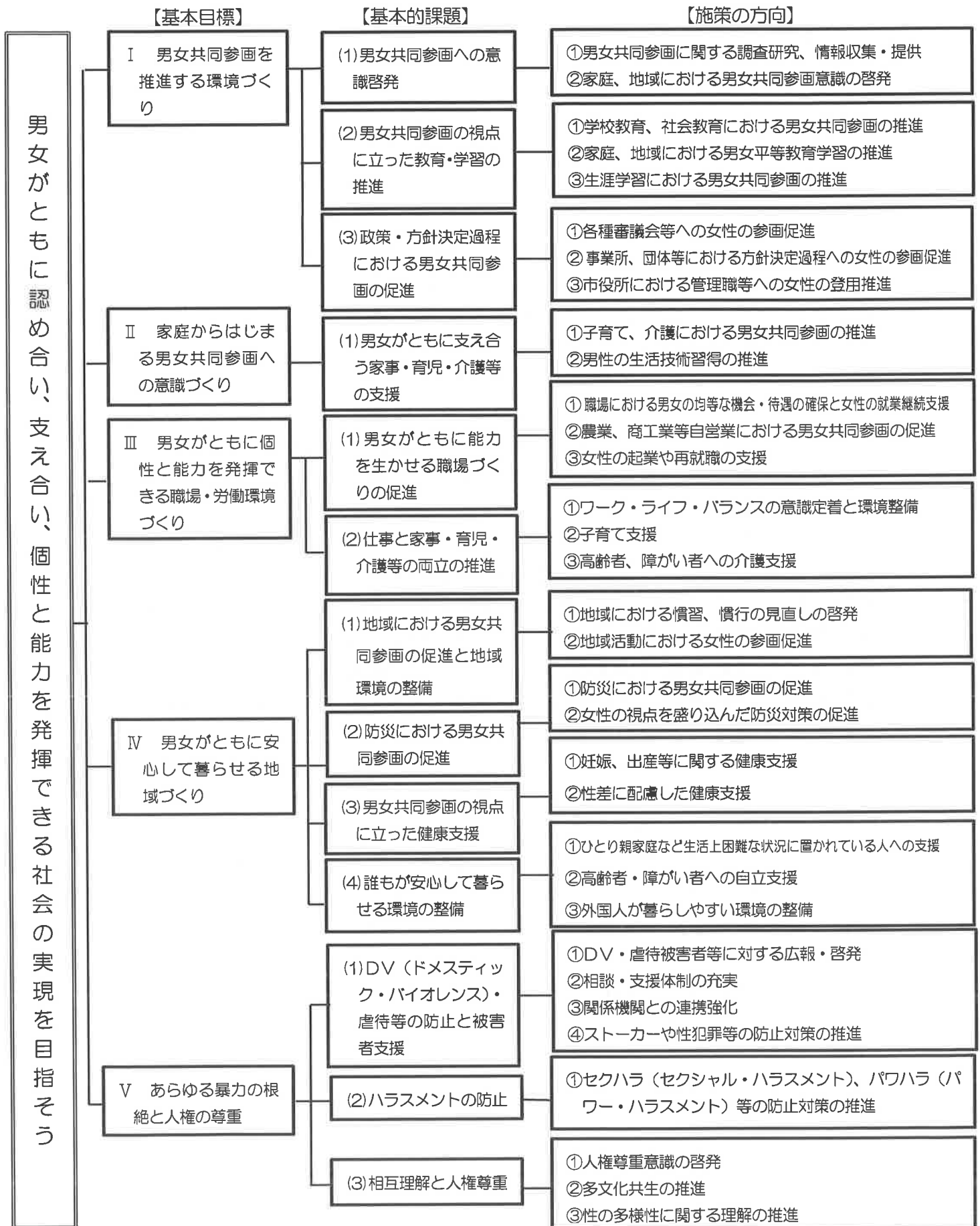
※この計画で、「性別等」には男女の性別だけではなく、「性の多様性」も含みます。

「性の多様性」とは、性には性的指向性（好きになる対象）や性自認（主観的性別）に代表される多様なあり方があるという意味です。

第2章

計画の内容

1 施策の体系



2 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する環境づくり

(1) 男女共同参画への意識啓発

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男性も女性も性別等や年齢にとらわれず、すべての人が人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この理念が社会の様々な面に浸透することにより、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することができる社会の形成につながります。

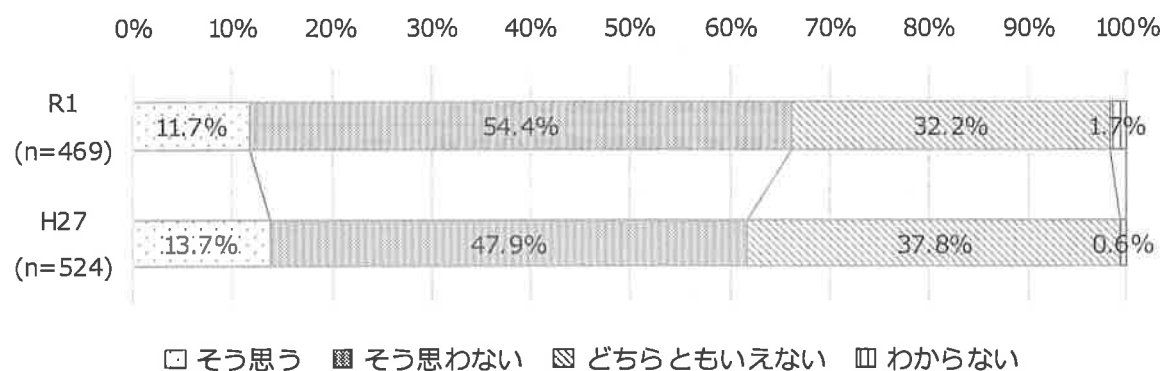
平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度面での整備が進められてきましたが、男女共同参画の考え方が社会一般に広く浸透しているとは言えません。

令和元年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）において、男女平等に関する意識について質問したところ、「政治」、「社会全体」、「社会通念・慣習」では「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた男性優遇意識が7割を超えており、前回、平成 27 年度に実施した意識調査（以下「前回調査」という。）より改善傾向にあるもののほぼ変わらない結果となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、1割以上が「そう思う」と答えており、依然として男女の性別による固定的な役割分担意識が根強いことがうかがえます。このような固定的な役割分担意識は、女性の就労継続や職場復帰等の障害になるだけでなく、男性にとっても家庭の経済的負担が重くのしかかるなど負担を強いることになる場合もあります。また、固定的な役割分担意識は、男性の家事・育児等の家庭への参加を困難にしています。

定期的に男女共同参画に関する情報を提供し、あらゆる世代の人々に対し、男女共同参画への理解を深めていくよう、意識啓発を図っていくことが必要です。

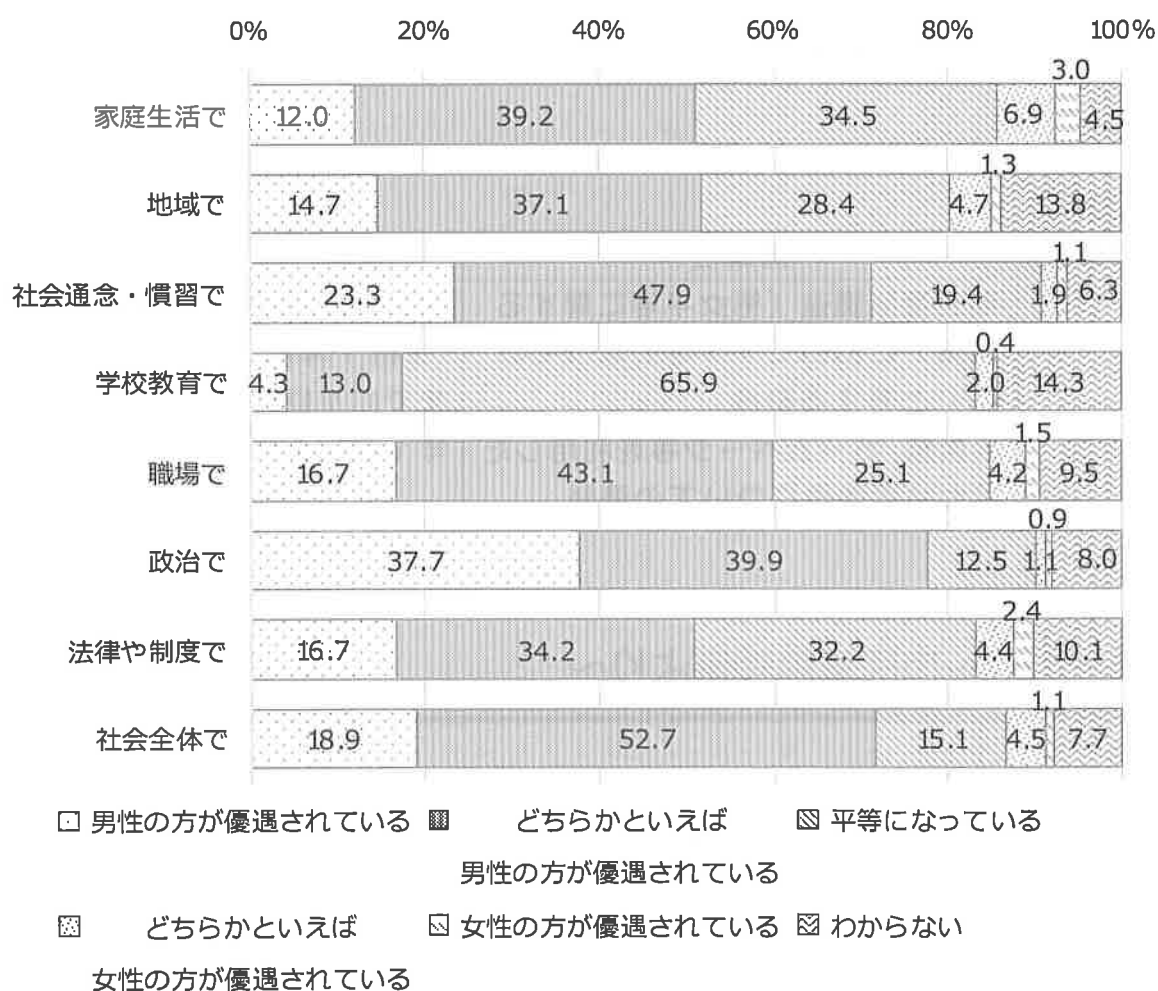
〔男女の役割分担についての意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）〕



資料：市民意識調査

〔男女の地位について〕

単位：％



資料：令和元年度市民意識調査

【施策の方向】

① 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供

事業番号	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	地域づくり課
2	男女共同参画に関する情報提供のため、ホームページの充実を図ります。	秘書広報課 地域づくり課
3	【新規】 マリンのツイッター等を活用して、男女共同参画に関する情報を提供します。	秘書広報課 地域づくり課
4	市内図書室において、男女共同参画に関する冊子等の閲覧及び貸し出しをします。	生涯学習課

② 家庭、地域における男女共同参画意識の啓発

事業番号	事業内容	担当課
5	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	地域づくり課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
1	市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合	増加 （令和7年度までに1回）	地域づくり課
5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年1回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆男性が優位という根本的な考え方を改革することが必要だと思います。ハードが整備されてもソフトが変わらなければ何も変わらないと思います。 【女性 40歳代】
- ◆男女は、肉体的・精神的な違いがあるので、すべてが平等にできるとは思いませんが、違いを理解し、お互い尊重し合うことが一番大切だと思います。 【男性 50歳代】

（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女平等意識は、幼少期からの家庭、学校、地域などで行われる教育や学習と深い関わりを持っています。

市民意識調査で、社会全体、政治、学校教育などあらゆる分野における男女の平等意識について質問したところ、学校教育における平等意識が、他の分野に比べると最も高くなっています。しかし、その他の分野での平等意識は４割未満となっていることから、男女共同参画についてより一層の理解を深めるためには、家庭、学校、地域などあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実を図ることが必要です。

学校教育においては、教育や指導だけでなく、学校の日常生活や行事においても、性別等にとらわれることなく、個性を尊重した教育を行うとともに、無意識に性別による差別をすることがないように、教職員の男女共同参画に関する意識をさらに啓発する必要があります。

社会教育においては、男女が対等な社会の構成員であることを認識し、男女共同参画や性の多様性の意識を高める学習機会の提供を行うことが必要です。また、家庭、地域生活においても、男女共同参画や性の多様性への理解の浸透を推進するよう意識啓発に努めることが必要です。

【施策の方向】

① 学校教育、社会教育における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
6	性別等にとらわれることなく、個性を重視した男女平等教育・人権教育を推進します。	管理課
7	固定的な男女別の職業観にとらわれない、進路選択ができるよう、本人の適性・希望を踏まえ、適切な進路指導を推進します。	管理課
8	全小・中学校への男女混合名簿の活用など、学校運営や慣習の改善を図ります。	管理課

② 家庭、地域における男女平等教育学習の推進

事業番号	事業内容	担当課
9	子どもが性別等にとらわれず、個性を伸ばすことができるよう、家庭教育の機会の提供を図ります。	生涯学習課
10	男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域づくり課

③ 生涯学習における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
11	男女共同参画や性の多様性、ワーク・ライフ・バランス等をテーマにした講座・講演会を開催し、意識の啓発を図ります。	地域づくり課 生涯学習課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
6	教職員研修（希望研修）への参加	年1回以上	管理課
7	職場体験学習の実施	年1回以上	管理課
9	各幼稚園と小・中学校での家庭教育学級の開催	年4回以上	生涯学習課
11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	年1回以上	地域づくり課 生涯学習課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆教育が一番大事。積極的に取り組む必要があると思います。子どもの頃から意識させていけば、男女共同参画社会になると思います。男性も女性も同じ意識で生活していくことは、将来の日本のためにも必要だと思います。 【男性 70歳以上】
- ◆学校教育での男女平等の教育・接し方は、成人後の意識に大きく影響すると考えられるので、学校教育での男女平等は、大きな力だと思います。 【男性 50歳代】

（３）政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、男女がともに対等な立場で、政治・経済・家庭・地域などのあらゆる分野への意思決定過程の場に参画することが重要です。市民意識調査では、女性が指導的立場に立つことについて、「よいと思う」と答えた割合が約７割となっているものの、意思決定過程の場への女性の参画はなかなか進んでいないのが現状です。

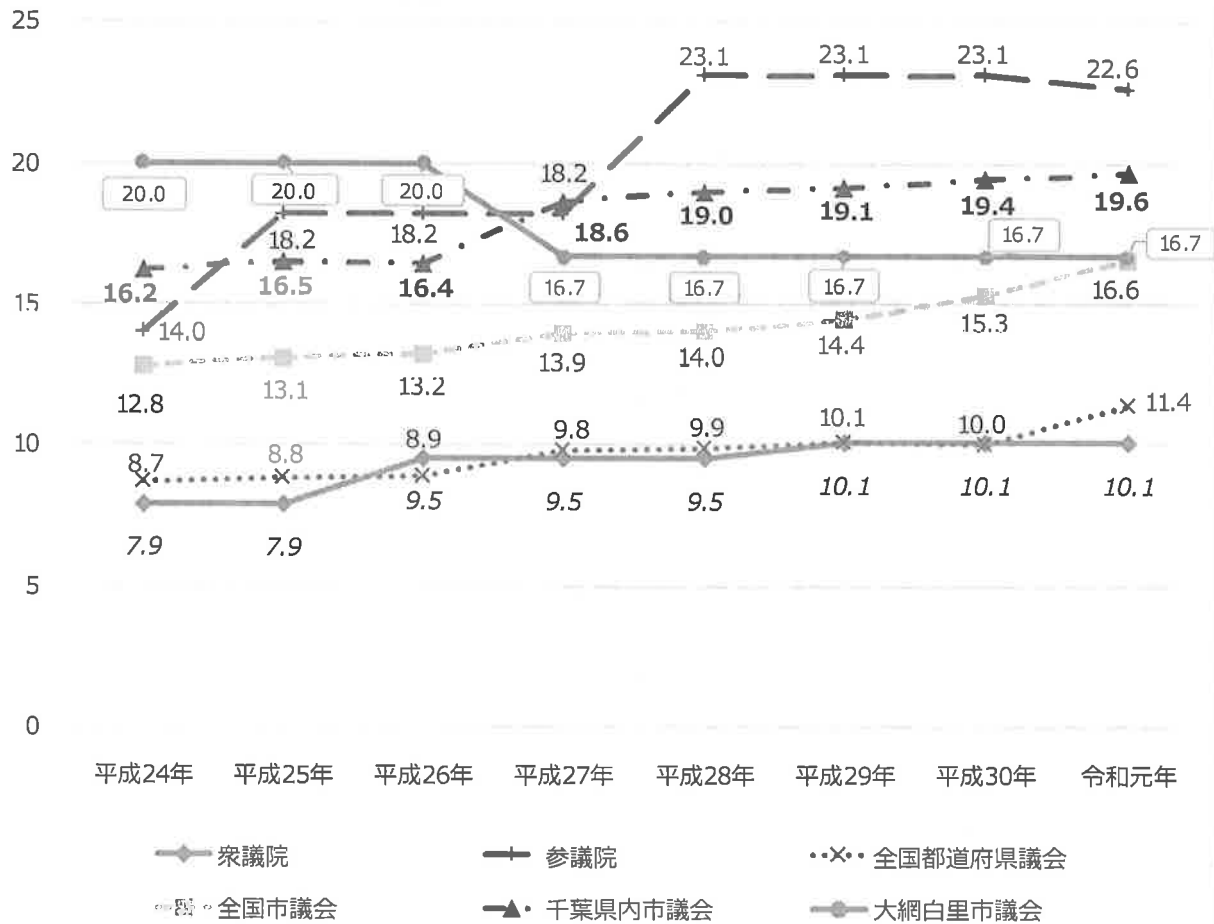
特に、政治分野への女性の参画は、諸外国に比べて、とても低い割合となっており、本市における市議会における女性割合も、平成２６年度までは、全国や千葉県内の市議会の平均値よりも高い状態でしたが、平成２７年度に行われた市議会議員選挙後からは、千葉県内の市議会の平均値よりも低くなっています。

また、市議会と並び市の重要な政策等について審議する審議会等における女性委員の占める割合も、２割台にとどまっており、県内の市町村と比較しても低い状況となっています。

男女問わず、誰にとっても暮らしやすい社会の実現のために、女性の意見等が十分に市の施策等に反映できるよう、市議会や各種審議会等をはじめとした政策・方針決定過程における女性の参画を積極的に促進することが必要です。

〔政治分野における女性議員の割合の推移〕

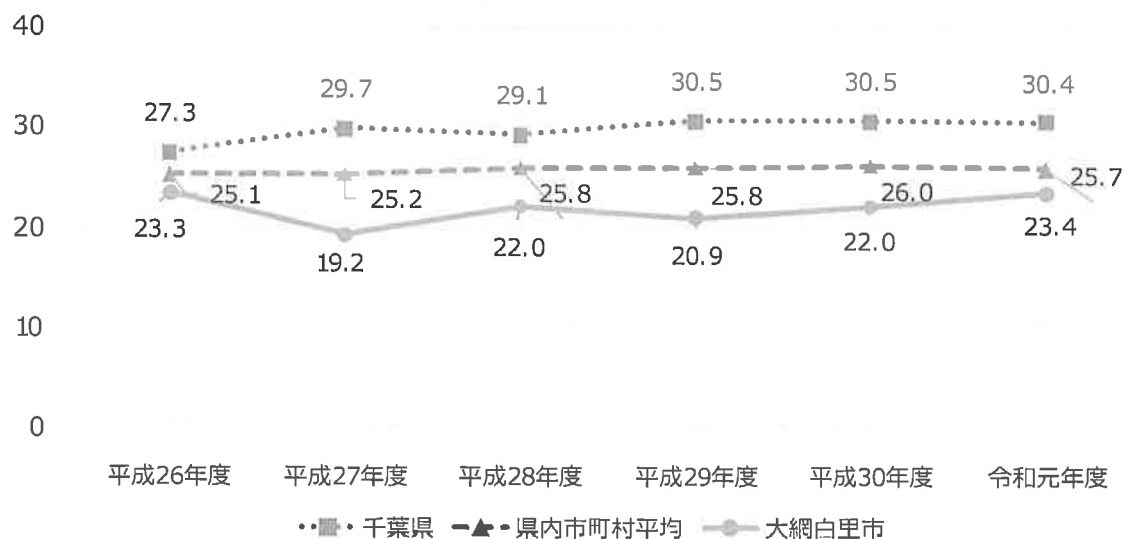
単位：％



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

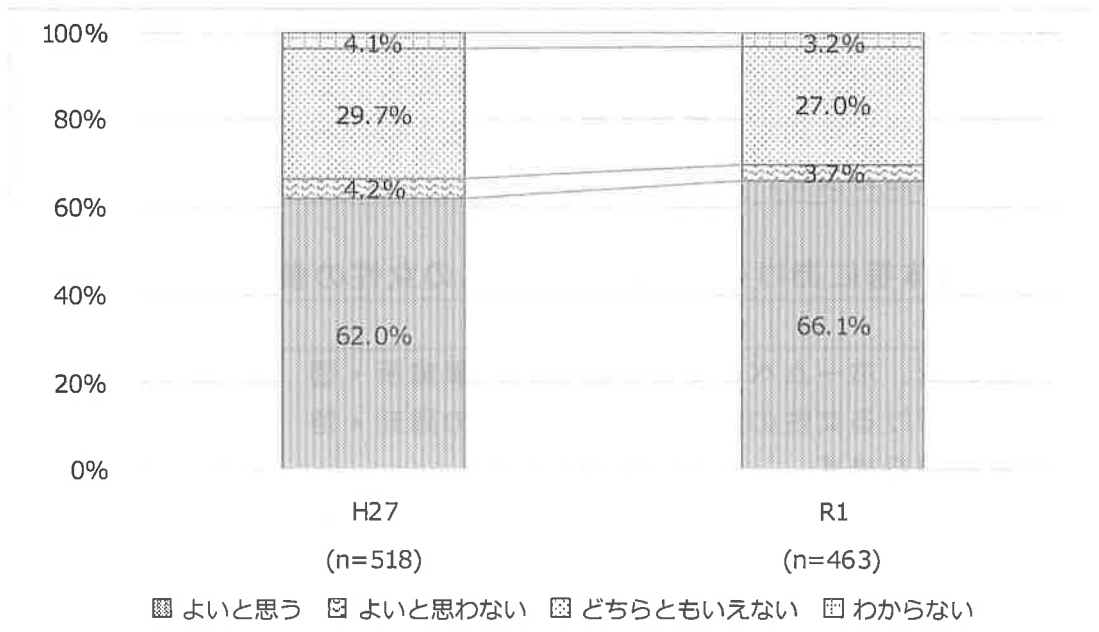
〔審議会等における女性委員割合の推移〕

単位：％



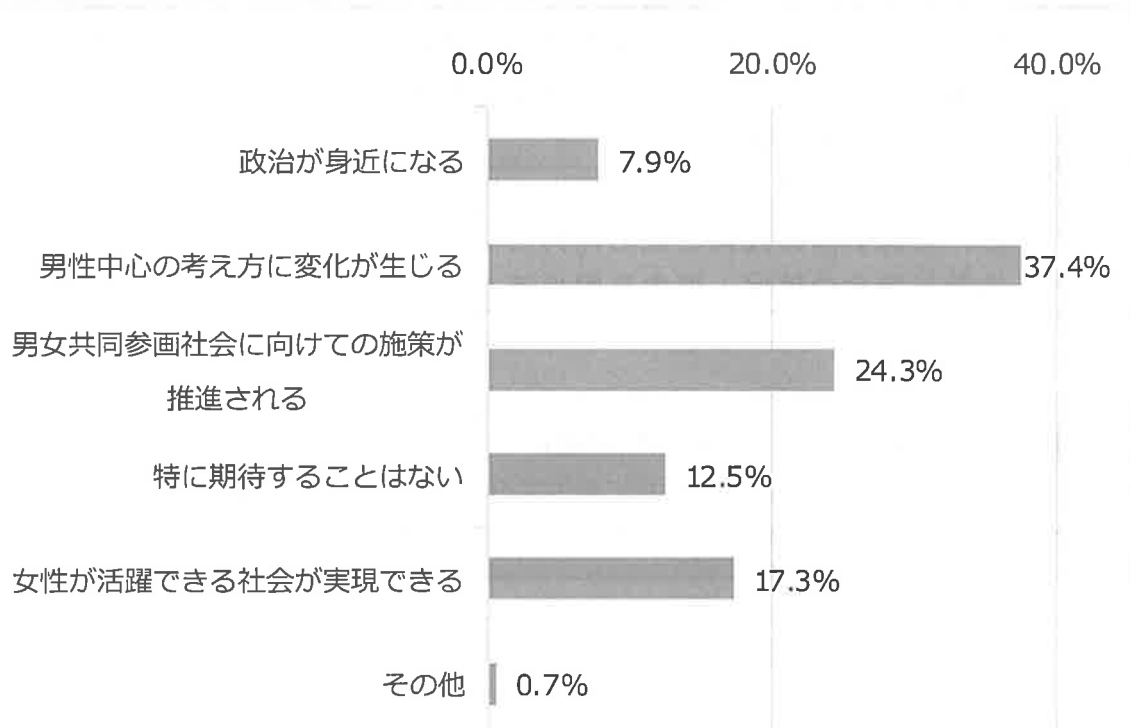
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

〔指導的地位に占める女性の割合が増えることについて〕



資料：市民意識調査

〔政策決定の場への女性の参画による社会の変化〕



資料：令和元年度市民意識調査

【施策の方向】

① 各種審議会等への女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
12	女性の意見や視点を市政により一層反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の積極的登用に努めます。	関係各課

② 事業所、団体等における方針決定過程への女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
13	広報紙、ホームページ等を利用し、事業所・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発を図ります。	商工観光課 地域づくり課
14	「男女雇用機会均等月間」に合わせ、商工会等の関係機関を通して、男女雇用機会均等にかかる法制度の周知を図るとともに、事業所・団体が進めるポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※1）について、啓発を図ります。	商工観光課 地域づくり課

③ 市役所における管理職等への女性の登用促進

事業番号	事業内容	担当課
15	職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく職域拡大を図るとともに女性の登用を進めます。	総務課
16	女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大を図ります。	総務課

※1 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
12	審議会等における女性委員の割合	30%	関係各課
15	課長相当職に占める女性の割合 (市職員)	10%	総務課
15	副課長相当職に占める女性の割合 (市職員)	30%	総務課
15	班長相当職に占める女性の割合 (市職員)	40%	総務課
16	女性職員の能力開発のための研修 への参加人数	述べ年間5 人以上	総務課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆私は「男は仕事、女は家庭を守る」という考え方が当たり前の時代の中で育ってきたので、「女がしゃしゃり出るものではない」とよく言われました。今の若い人たちには、適材適所で男女ともにいろいろな場で力を発揮して欲しいと思います。

【女性 70 歳以上】

- ◆女性がはっきりと自分の意見を言える地域、社会になって欲しいと思います。

【女性 70 歳以上】

基本目標Ⅱ 家庭からはじまる男女共同参画への意識づくり

(1) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の支援

【現状と課題】

核家族化や共働き世帯の増加に伴い、家庭においては、大人も子どもも誰もが家族の一員であることを自覚し、家族がともに協力して家事・育児・介護を分担して行っていく必要があります。しかし、市民意識調査では、「食事の支度」、「洗濯」など家庭における役割の大半を女性が担っている結果となっています。

このことから、これまで、女性が中心的な役割を担ってきた家事や育児、介護などに、男性も積極的に参加できるよう、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流等の機会を提供することが必要となっています。

【施策の方向】

① 子育て、介護における男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	担当課
17	マタニティ教室へ男女での参加を促すなど、出生前から男女が協力して育児ができるよう支援します。	健康増進課
18	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、出前講座を開催します。	高齢者支援課
19	市男性職員が家事・子育て・介護等に参加しやすいよう、休暇制度の周知・活用を図ります。	総務課

② 男性の生活技術習得の推進

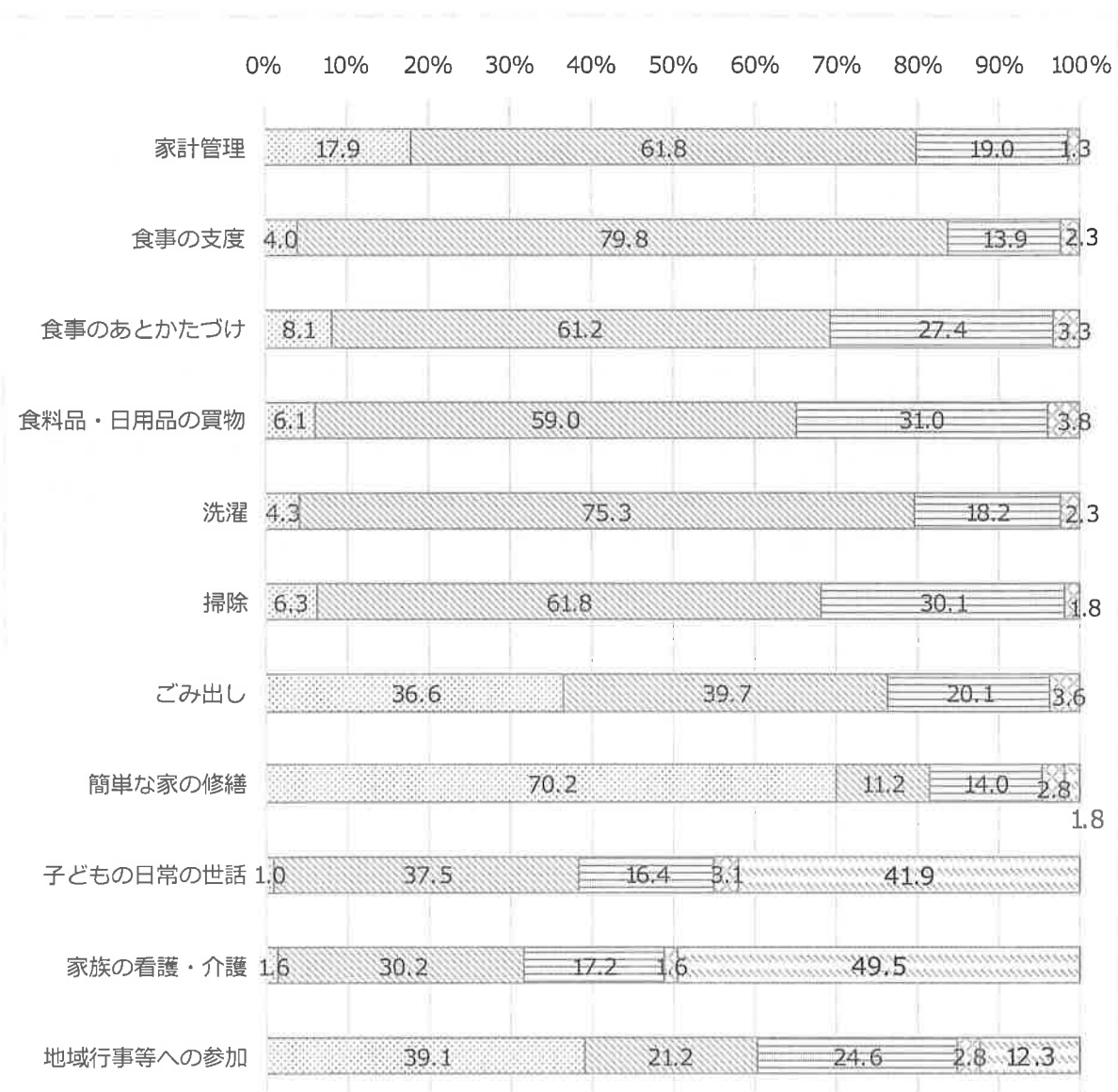
事業番号	事業内容	担当課
20	男性のための料理教室など、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	健康増進課 生涯学習課
21	【新規】 子育て世代の男性の料理への参画促進のため、“おとう飯”（※2）の啓発や講座、教室を行います。	健康増進課 地域づくり課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
17	マタニティ教室に男女で参加する割合	80%以上	健康増進課
21	【新規】 “おとう飯”に関する啓発	年 1 回	地域づくり課

【家庭における役割分担】

単位：％



■ 夫 ■ 妻 ■ 家族で分担 ■ 家族（親・子） ■ 該当しない

資料：令和元年度市民意識調査

市民の声～市民意識調査より～

- ◆家事を女性のやることと決めつけて、協力する気のない男性が多いと感じます。男女共同参画社会を実現していくには男性の考え方を変えなければならないと思います。 【女性 20 歳代】
- ◆男女共同参画社会というとどうも女性の社会進出ばかりに目が行きがちですが、男性が参加しにくい分野（育児等）にも気兼ねなく参加できるようになれば、真の男女共同参画社会になると思います。 【男性 20 歳代】
- ◆家庭内において、家事を積極的に行う夫がいる場合、女性は働きやすくなるため、子ども時代に家庭や教育で家事に多く触れておくような社会になれば一般的な意識に変化が生まれると思います。 【男性 30 歳代】
- ◆これからの時代は、女性もどんどん社会に出て活躍する時代になっていくと思いますので、働く女性が社会や職場で楽しく働くために、家庭内では、理解と協力の精神が大切だと思います。 【女性 70 歳以上】

※2 おとう飯（はん）

おとう飯（はん）とは、内閣府男女共同参画局が実施している、子育て世代の男性の料理への参画促進を目的とした取組で、簡単で手間をかけず、多少見た目が悪くても美味しい料理のこと。この取組の趣旨に賛同し、平成29年から市長が「おとう飯（はん）サポーター」となっている。

(1) 男女がともに能力を生かせる職場づくりの促進

【現状と課題】

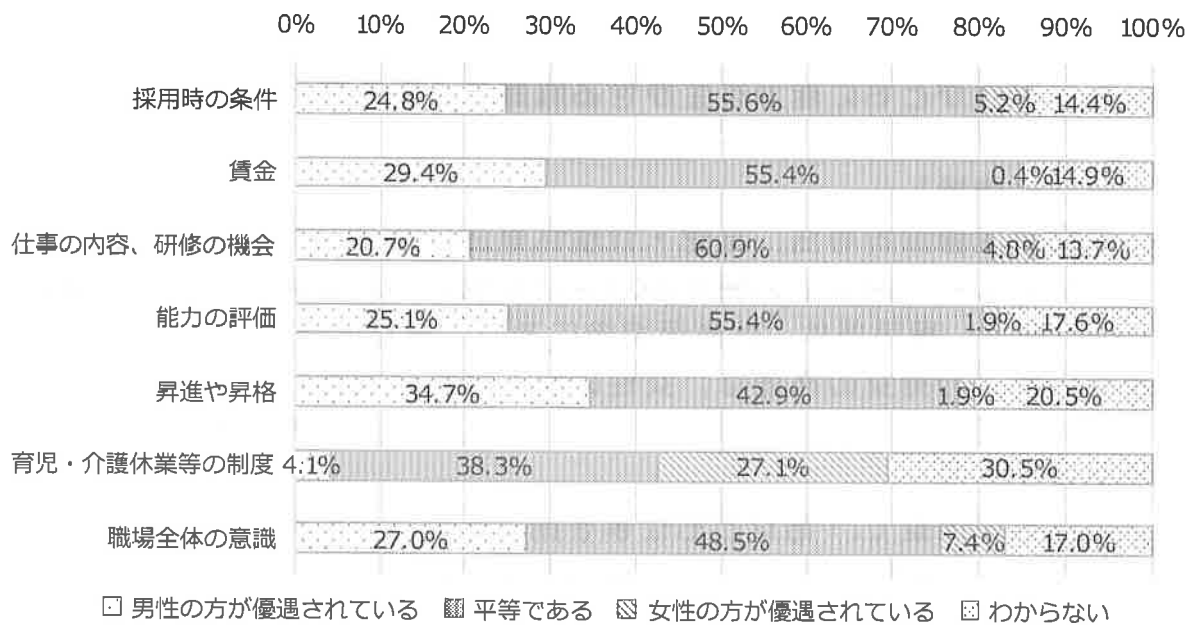
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法律が整備されてきたことにより、制度上の男女の均等の実現されてきましたが、依然として、賃金、雇用条件、就業環境等において男女の格差がみられます。雇用の場での男女の格差は、女性の働く意欲や能力が十分に発揮されないだけでなく、雇用形態によっては、女性の貧困の一因にもなっています。

市民意識調査で、「男女とも仕事を続けるうえで障害となっているもの」について質問したところ、「保育施設や保育制度が不十分なこと」、「職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと」、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」がほぼ同数で多くなっており、雇用する側に期待する項目の割合が高くなっています。

農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっていることから、その能力や労力が適正に評価される環境づくりが必要です。また、産業の振興や6次産業化の進展などには、女性の果たす役割が大きくなってきていることから、女性が対等なパートナーとして経営に参画できるようにするための取り組みが必要となっています。

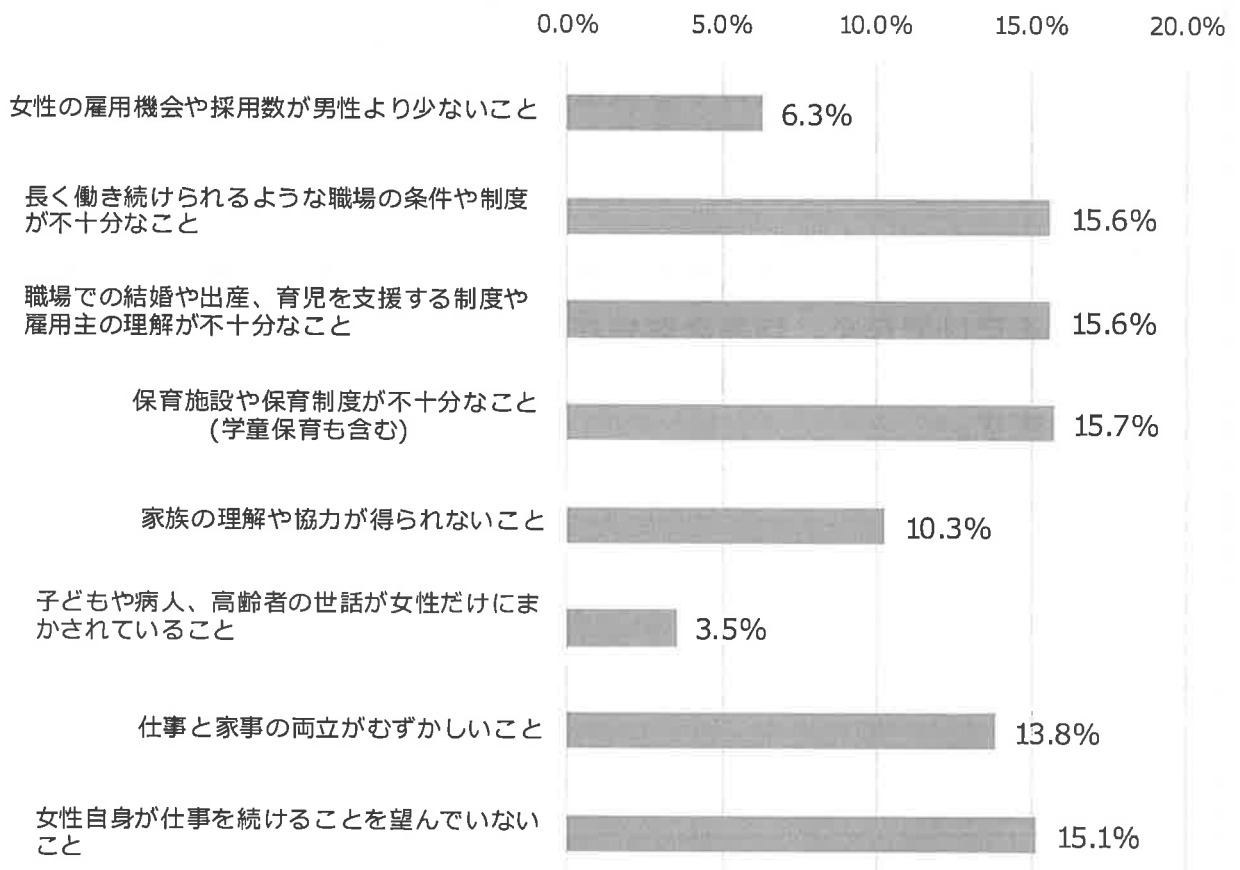
このことから、あらゆる労働の場において、制度上の男女平等が確保されるだけでなく、均等な機会が与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、その能力や結果が正当に評価される環境づくりが求められています。

[職場での男女の地位]



資料：令和元年度市民意識調査

[仕事を持ち続けるうえで、障害となっているもの]



資料：令和元年度市民意識調査

〔家族経営協定（※３）の締結数〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
大網白里市	21	21	21	24	24
千葉県内	1,664	1,741	1,825	1,897	1,977

資料：農業振興課

※３ 家族経営協定

農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力ある経営を目指して、経営方針や役割分担、報酬・休日等の就業条件などについて話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶもの。

【施策の方向】

① 職場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の就業継続支援

事業番号	事業内容	担当課
22	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法や制度の周知を図ります。	商工観光課
23	職場における男女の均等な機会・待遇の確保や女性の就業継続支援に関する研修やセミナーの情報を事業所に提供するとともに、参加の促進を図ります。	商工観光課
24	職場において、女性が働きやすい環境を確保するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する啓発を図ります。	商工観光課

② 農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	担当課
25	家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課
26	女性の認定農業者の増加を目指します。	農業振興課

③ 女性の起業や再就職の支援

事業番号	事業内容	担当課
27	県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等を周知し、参加を促進します。	商工観光課 地域づくり課
28	ジョブサポートセンター等と連携し、就職支援の情報を提供します。	商工観光課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
25	家族経営協定の新規締結数	5件以上	農業振興課
26	女性の新規認定農業者	5人以上	農業振興課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆女性活躍社会などと言われるが、名ばかりで、職場環境はそうではない。各々の職場環境、上司の理解が必要不可欠であり、その意識改善を望みます。男性が、育児、介護、地域活動等に参加するためにも、必要だと強く感じます。

【男性 30歳代】

- ◆男性も女性も一人の人間として自立して生きていくために、雇用の機会、昇進、昇格が男女平等に能力に基づいて行わなければならないと思います。

【女性 30歳代】

- ◆職員の採用について、その会社がどのような人材を求めているのか、男女問わず明確にして欲しいと思います。必ずしも職場に女性がいなくてはならないということではなく、なぜ、男女共同参画が必要なのかを明らかにし、社会へ発信してもらいたいと思います。 【女性 40歳代】

（２）仕事と家事・育児・介護等の両立の推進

【現状と課題】

男女がともに、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいてもライフスタイルに応じた多様な生き方を選択・実現していくことで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和（※４））が実現します。しかし、依然として、仕事中心の生き方や長時間労働、固定的な性別役割分担意識が根強く、ワーク・ライフ・バランスの実現には、社会全体の意識改革が必要となっています。特に、女性は結婚や出産・子育て期に離職する傾向にあり、年々緩やかになってきてはいるものの女性の就業率はM字カーブ（※５）を描いています。市民意識調査でも、女性の働き方について「子育て・介護の時期だけ一時期仕事を離れる」という働き方を望ましいと考えている割合が高くなっています。その一因としては、女性が家庭内の大半の家事、育児、介護などの役割を担っており、家庭生活での女性の負担が大きいことが挙げられます。

また、市民意識調査の結果、「仕事と家庭の両立に必要な環境」について質問したところ、「保育サービスや学童保育の充実」が最も高く、次いで、「仕事と家庭を両立していくことに対する家族や周囲の理解と協力」、「育児・介護休業制度の定着促進」、「在宅勤務、フレックス制、育児短時間勤務制度の充実」の割合が高くなっています。新型コロナウイルスの流行により、オンラインを活用した在宅勤務やテレワークなどの導入が大幅に進みましたが、引き続き、子育てや介護をしながら働く人たちが安心して仕事と子育て、介護が両立できる環境を整えていくことが必要となっています。

※４ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

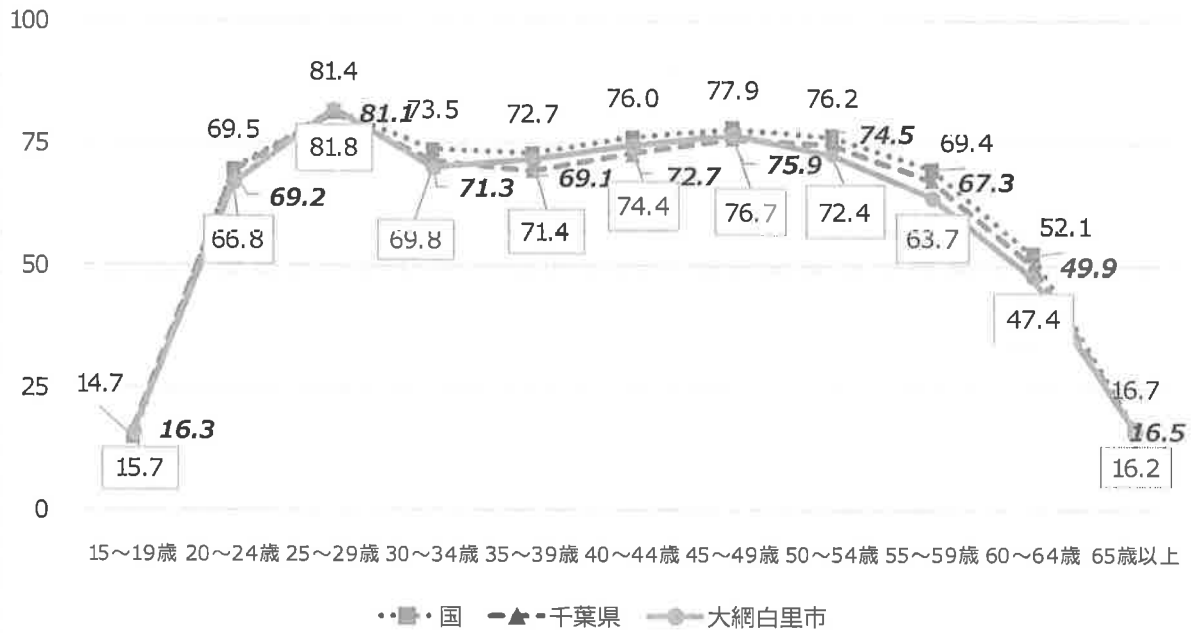
家庭等の個人生活と調和のとれた働き方。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取り組みから始まったが、1990年代に入り、生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無などを問わず、広く全体を対象として取り組まれるようになった。

※５ M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になることをいう。アルファベットのMを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためである。国際的には台形型に近くなっている国が多い。

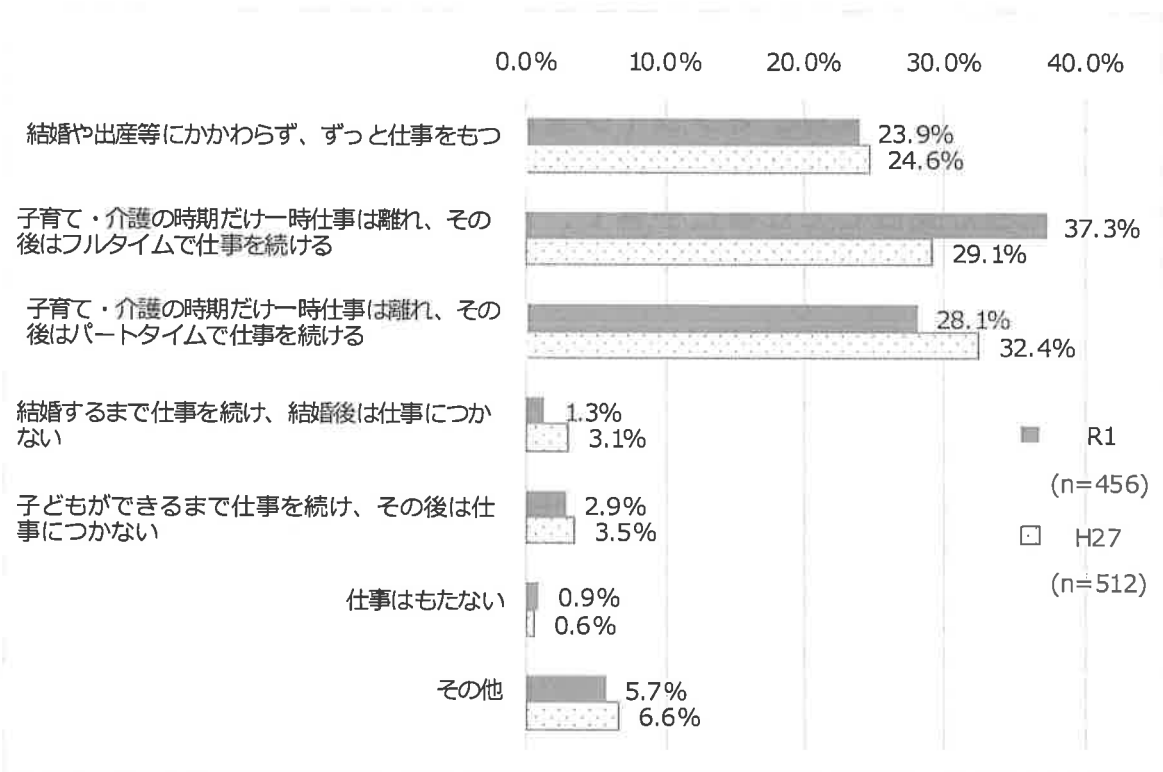
[女性の年齢階級別就業率の推移（平成27年）]

単位：％



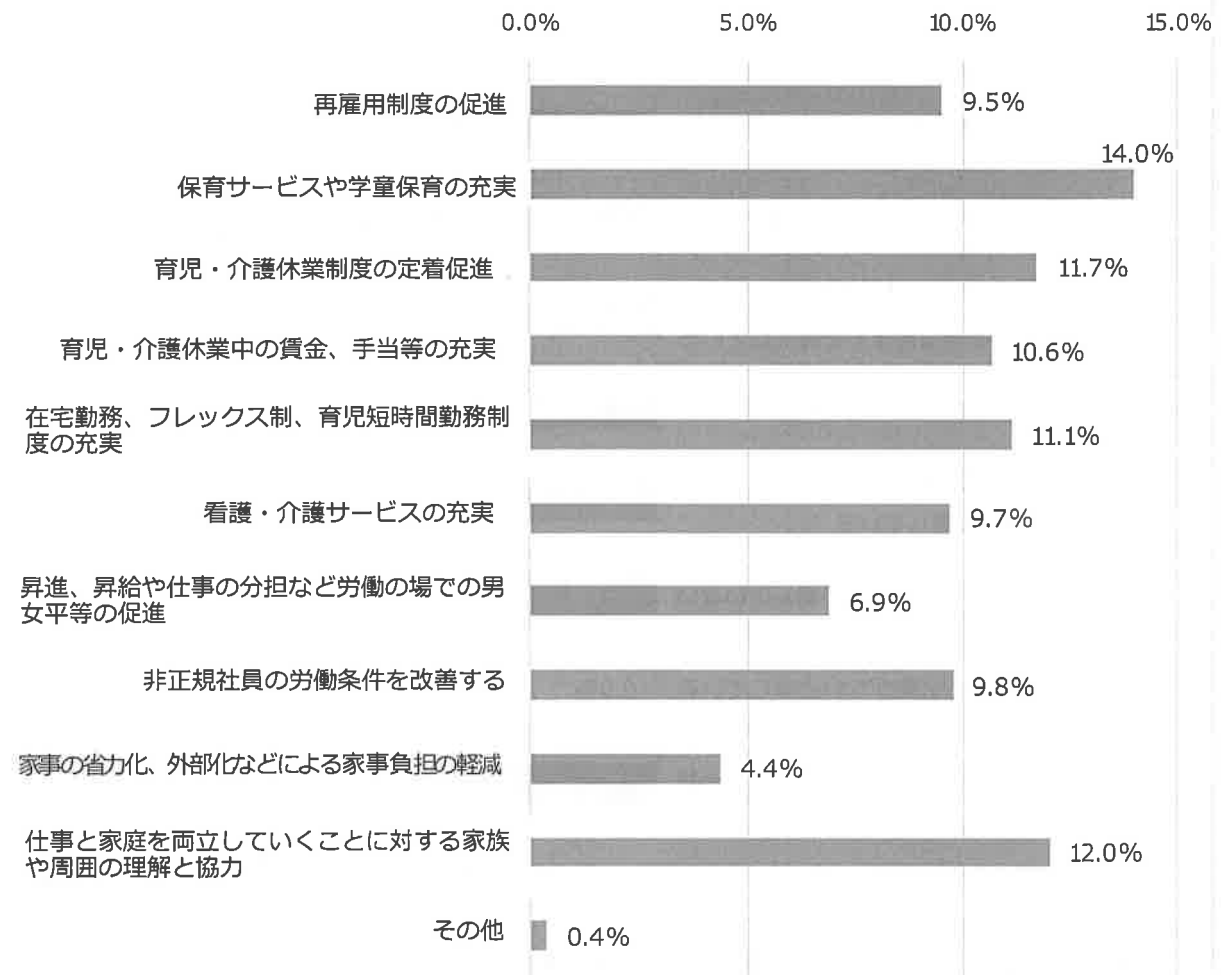
資料：国勢調査

[望ましい女性の働き方]



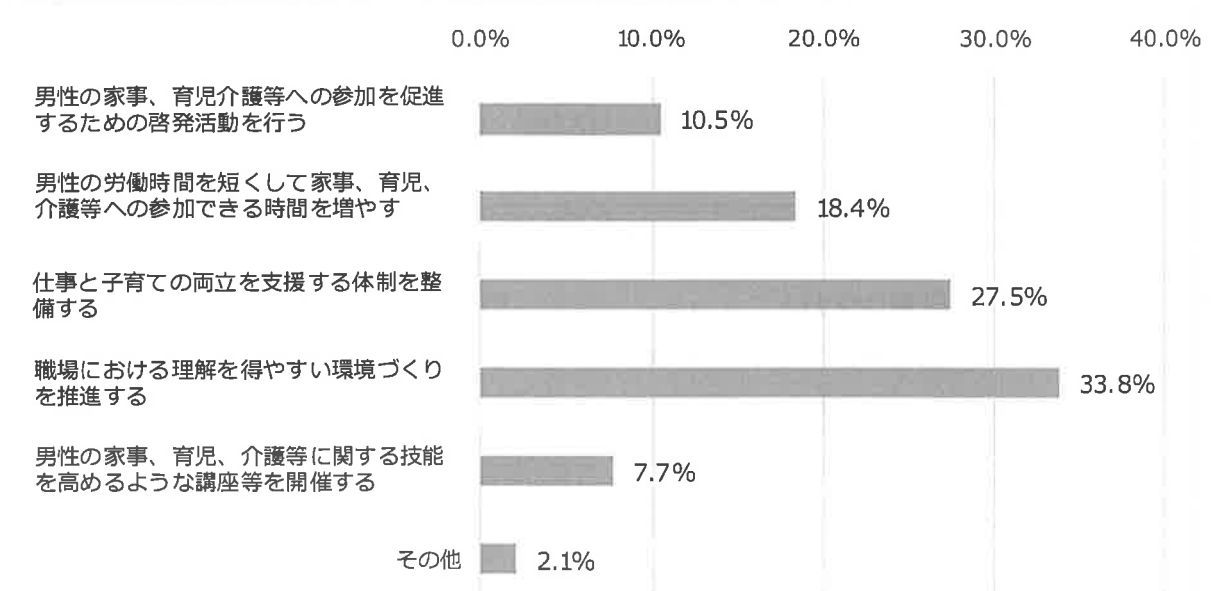
資料：市民意識調査

〔仕事と家庭の両立のために必要な環境〕



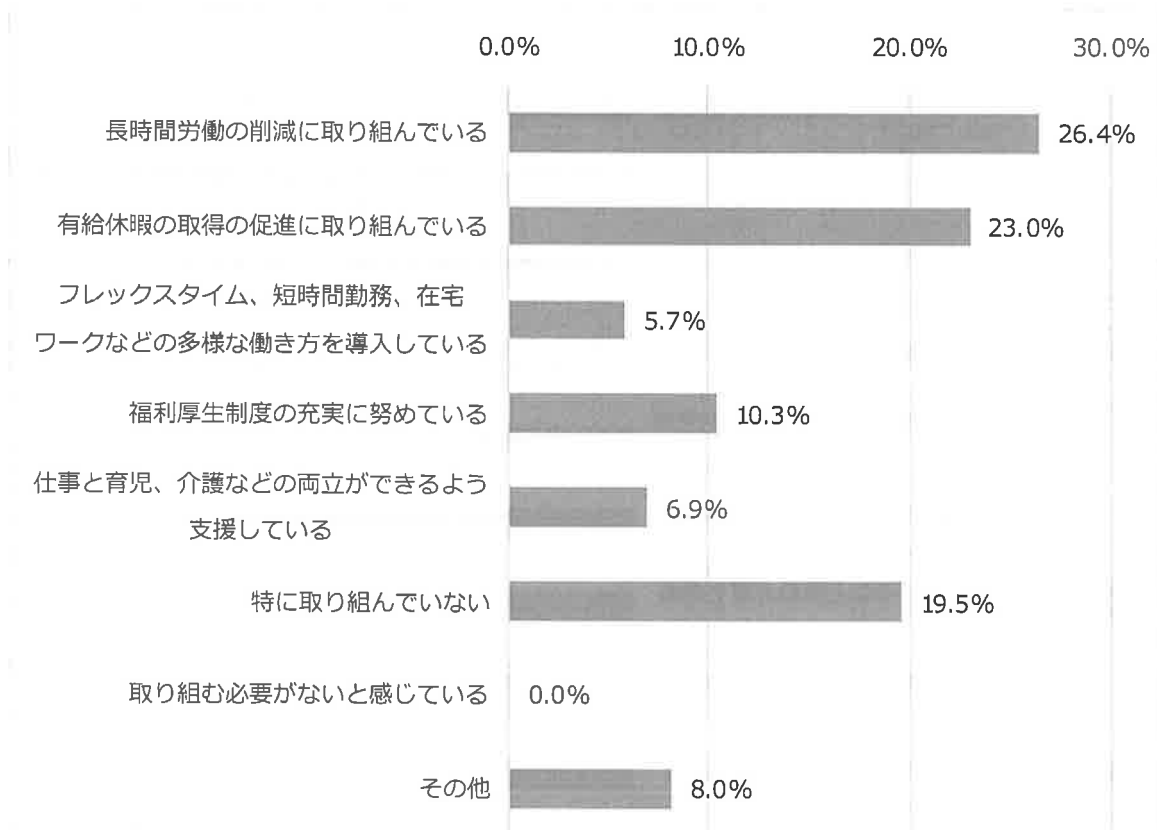
資料：令和元年度市民意識調査

〔男性の家事・育児・介護等への参加を促すために必要だと思うこと〕



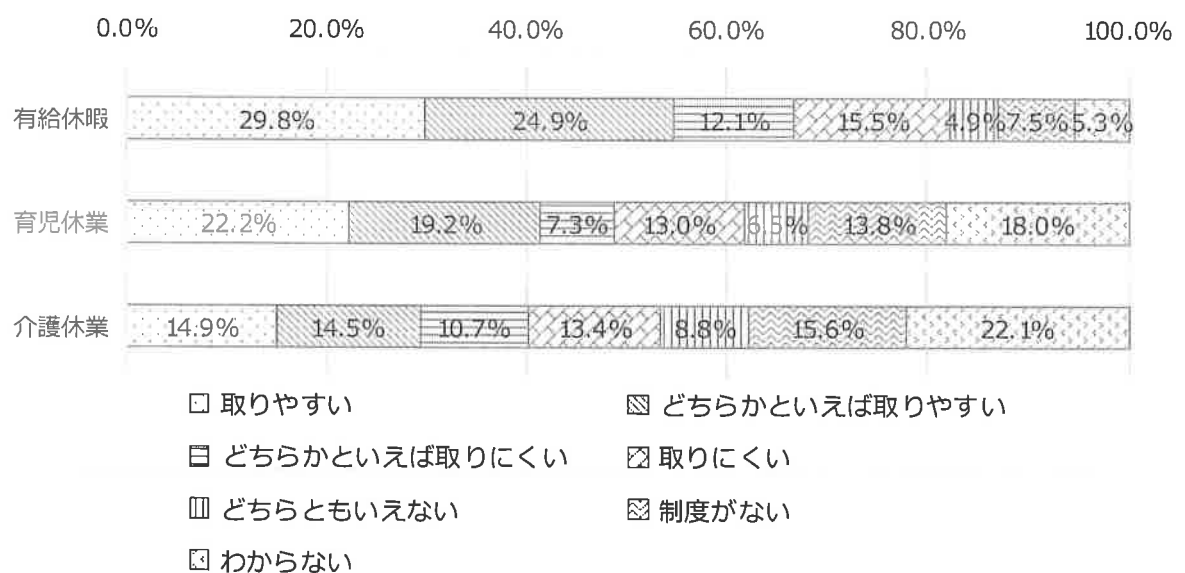
資料：令和元年度市民意識調査

〔ワーク・ライフ・バランスの取組み状況について〕



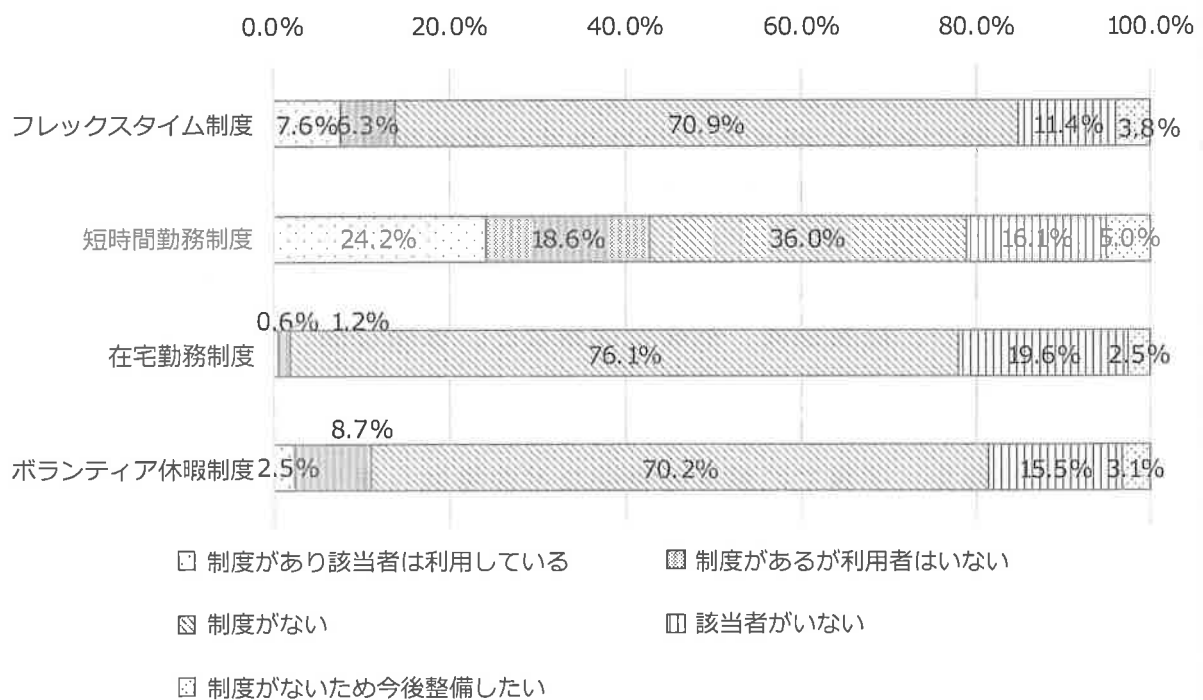
資料：令和元年度事業所意識調査

〔有休休暇・育児休業・介護休業のとりやすさ〕



資料：令和元年度市民意識調査

【多様な働き方の状況】



資料：令和元年度事業所意識調査

【施策の方向】

① ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業番号	事業内容	担当課
29	事業所へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発に努め、育児・介護休業取得や短時間勤務制度等、多様な働き方が可能となる制度の導入促進を図ります。	商工観光課
30	市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	総務課

② 子育て支援

事業番号	事業内容	担当課
31	【新規】 子育てにかかる様々なサービスや助成制度など、子育て支援に関するわかりやすい情報提供と周知のため、子育てサポートブックの発行を行います。	子育て支援課
32	保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病後児保育など、多様な保育制度の充実を図ります。	子育て支援課 管理課
33	育児や保育制度について気軽に相談できる窓口を整え、子育てに関する情報などを提供します。	子育て支援課 健康増進課
34	放課後に適切な遊びや活動拠点を与えられるよう、学童保育、放課後子ども教室等の居場所づくりをします。	子育て支援課 生涯学習課
35	子育て世帯に対する助成や各種手当などの経済的支援を行います。	子育て支援課

③高齢者、障がい者への介護支援

事業番号	事業内容	担当課
36	高齢者、障がい者等の相談に応じ、必要な助言を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
37	介護等についての基礎知識と介護制度について理解を深めるため、介護サービスの情報を提供します。	高齢者支援課
38	介護予防や介護者の健康づくり、介護制度への理解を深めるため、出前講座を実施します。	高齢者支援課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
30	男性の育児休業等取得率（市職員）	10%	総務課
	配偶者出産休暇取得率（市職員）	100%	総務課
32	時間外保育の実施	全施設	子育て支援課
	一時保育の実施	4カ所	子育て支援課
	病後児保育の実施	1カ所	子育て支援課
34	学童保育の開設場所	9カ所	子育て支援課

市民の声～市民意識調査より～

◆男性が育児参加するための職場環境の整備や男性一人で子どもを育てている人の育児制度の充実など、男性も家事や育児に取り組みやすい環境制度を検討し、実現して欲しいと思います。 【女性 40 歳代】

◆余裕のある保育環境の整備を望みます。子どもがいるまちは、自ずと活性化していくと思います。 【男性 30 歳代】

◆若い頃は、子育て中も仕事を続けたいと考えていましたが、子育ては思った以上に大変で、仕事を続けることはできませんでした。子どもが大きくなり、また仕事を始めようと思っても、思うように就職ができず、時代の変化に戸惑いました。自分の時代は、女性が仕事と家庭を両立することは無理でした。これからの女性は、仕事、家庭、介護に振り回されないで生きられるようになるといいと思います。

【女性 60 歳代】

◆女性が男の子を出産することを望まれたり、「男性だから」、「女性だから」といった昔からのしきたりや考えを現在の社会に沿うように変えていかなければならないと思います。育児や介護など、自分のこと以外のことをするのに、男性も女性も関係なく、どちらがするのも当たり前である社会の考えの定着とそれを実現するための制度、設備の充実が必要不可欠なのではないかと思います。

【女性 30 歳代】

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における男女共同参画の促進と地域環境の整備

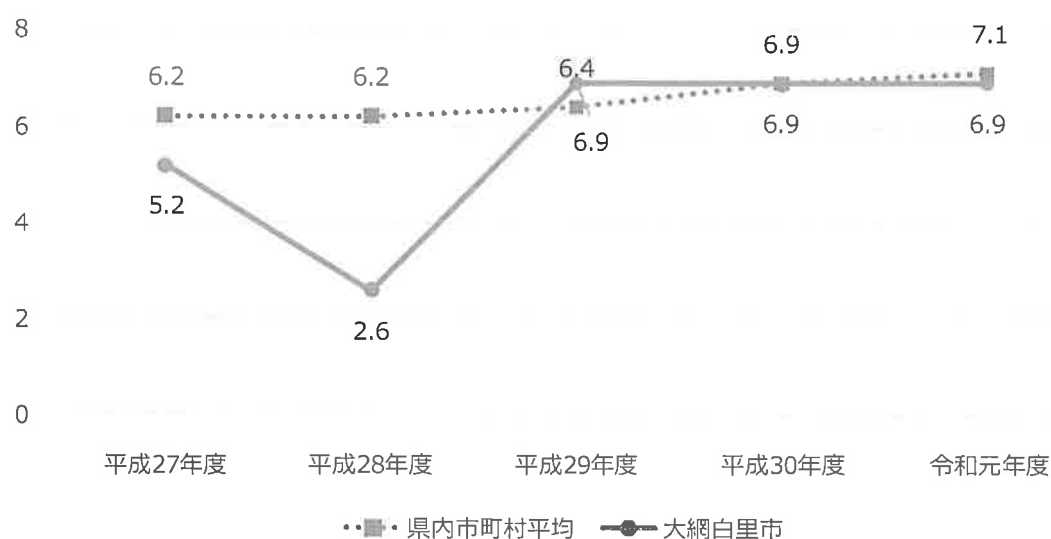
【現状と課題】

ボランティア、趣味・学習のサークルなどでは、比較的男女がともに対等な立場での活動が行われています。一方、区・自治会などの地域活動では、男性が一家の代表として参加している家庭が多く、市民意識調査の結果でも、約4割の家庭において「地域行事への参加」は夫が担っていると回答しています。また、女性が自治会長となっている割合も、千葉県平均とほぼ同割合ではあるものの、割合としては7%弱となっており、かなり低い割合となっています。地域活動においては、主要な役員には男性が就いているにもかかわらず、実際は、女性が会議や行事に参加することも多くなっており、地域における意思決定の場への女性の参加が課題となっています。

女性のリーダーが少ない要因として、市民意識調査では「家事・育児に忙しく仕事や地域活動に専念できないから」が最も高く、「男性がリーダーとなることが社会慣行だから」が続いており、女性が地域活動で活躍するためには、家事・育児への負担軽減とともに、男性中心という社会的な慣行を改めていくことが必要となっています。

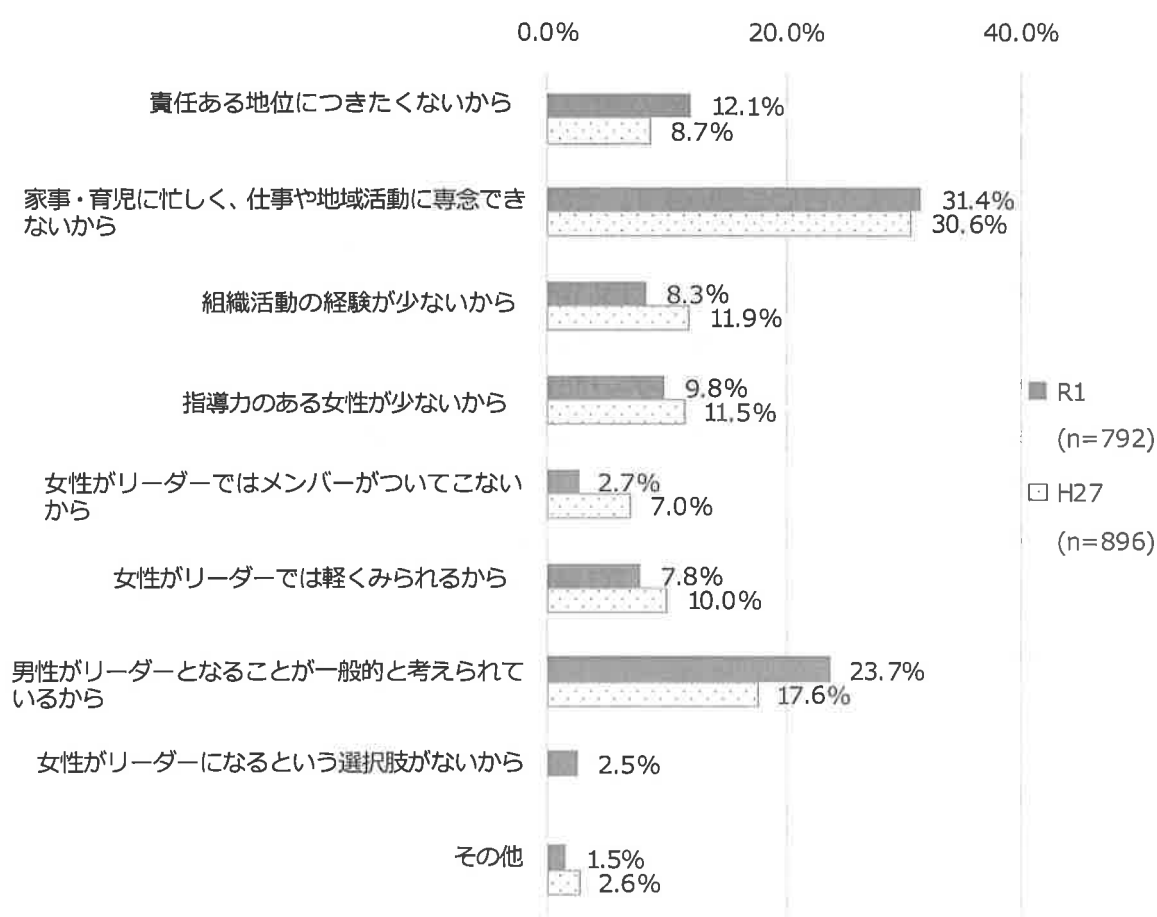
〔自治会長に占める女性の割合（大網白里市・県内市町村）〕

単位：％



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【女性リーダーが少ない要因】



資料：市民意識調査

【施策の方向】

① 地域における慣習、慣行の見直しの啓発

事業番号	事業内容	担当課
39	区・自治会等に男女共同参画に関する理解を深めるための広報等を行い、地域の中に根強く残る男女不平等な習慣・慣行等の見直しに向けて、意識啓発を図ります。	地域づくり課

② 地域活動における女性の参画促進

事業番号	事業内容	担当課
40	男女共同参画に取り組む市民団体の自主的学習活動やサークル活動などを支援します。	地域づくり課
41	区・自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画を促進します。	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆自治会の役員に参加した際、高齢の男性は、男女平等の考え方が全く無いように思いました。まちづくりは小さな自治会から始まると思います。このような現状を少しずつ変えていくべきだと思います。そのためには、自治会の長、班長など役職に女性を入れる、又は女性の意見をきちんと取り入れるような会議にして、少しずつでも考え方を改善する必要があると思います。 【女性 50 歳代】
- ◆60 代～70 代の年配者は、女性差別の意識が強すぎるように感じます。そのため、地域社会の活動では、女性のリーダーが少なすぎると思います。自分は、老人会や地域での防災活動をしています、女性のリーダーが少ないことが悩みです。
【男性 60 歳代】
- ◆町内会の役員への参画など、女性はもっと積極的に手を挙げるような意識を持ってもらいたいと思います。 【男性 70 歳以上】

（２）防災における男女共同参画の促進

【現状と課題】

令和元年度に発生した台風や大雨では、多くの人々が避難所を利用し、災害時における避難所のあり方が改めて認識されました。これまで、防災分野では女性の参画がとても少なく、災害時の支援対策、避難所の運営等において女性の視点が欠けていることが指摘されています。

また、令和２年から世界的に流行している新型コロナウイルスは、災害時における身の守り方や避難所のあり方に大きな影響を与えています。新型コロナウイルスなどの感染症と災害が同時期に発生するなどの複合災害時には、通常の災害時に比べ、より一層、高齢者、障がい者などの社会的に弱い立場にある人々への負担が増大する恐れがあります。

災害時や避難生活において、誰もが安全で安心して過ごせる環境を整えるためには、男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点を取り入れた対策を講じていくことが必要です。そのためには、防災分野への女性の参画を促進していくことが求められています。

【施策の方向】

① 防災における男女共同参画の促進

事業番号	事業内容	担当課
42	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進します。	安全対策課

② 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進

事業番号	事業内容	担当課
43	災害時の福祉避難所も含めた避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。	安全対策課
44	【新規】 市が備蓄する防災用品について、女性の視点から点検し、必要に応じ整備を行います。	安全対策課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
42	女性消防団員	10人以上	安全対策課
43	大網白里市防災会議における女性委員の数	4人	安全対策課

(3) 男女共同参画の視点に立った健康支援

【現状と課題】

誰もが生涯にわたり健康で充実した生活を送るためには、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるようにするための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することもあり、男女ともに理解し配慮する必要があります。男女が互いの身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことが、男女共同参画社会の実現につながっていきます。

【施策の方向】

① 妊娠、出産等に関する健康支援

事業番号	事業内容	担当課
45	【新規】 妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援を行うなど、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。	健康増進課
46	安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、乳幼児健診をはじめとする健康支援・育児に関する相談の充実を図ります。	健康増進課
47	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに予防接種等の情報提供を行います。	健康増進課
48	妊娠届出書をもとにハイリスク妊婦への個人相談など、妊娠・出産への不安を軽減するため、状況に応じた相談対応を行います。	健康増進課

② 性差に配慮した健康支援

事業番号	事業内容	担当課
49	男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診等を実施します。	健康増進課
50	男女の健康を生涯にわたり、包括的に支援するため、健康相談を実施します。	健康増進課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
46	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年 12 回以上	健康増進課
47	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	健康増進課
49	乳がん検診の受診者数	2,500 人以上	健康増進課
	子宮がん検診の受診者数	1,000 人以上	健康増進課

(4) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

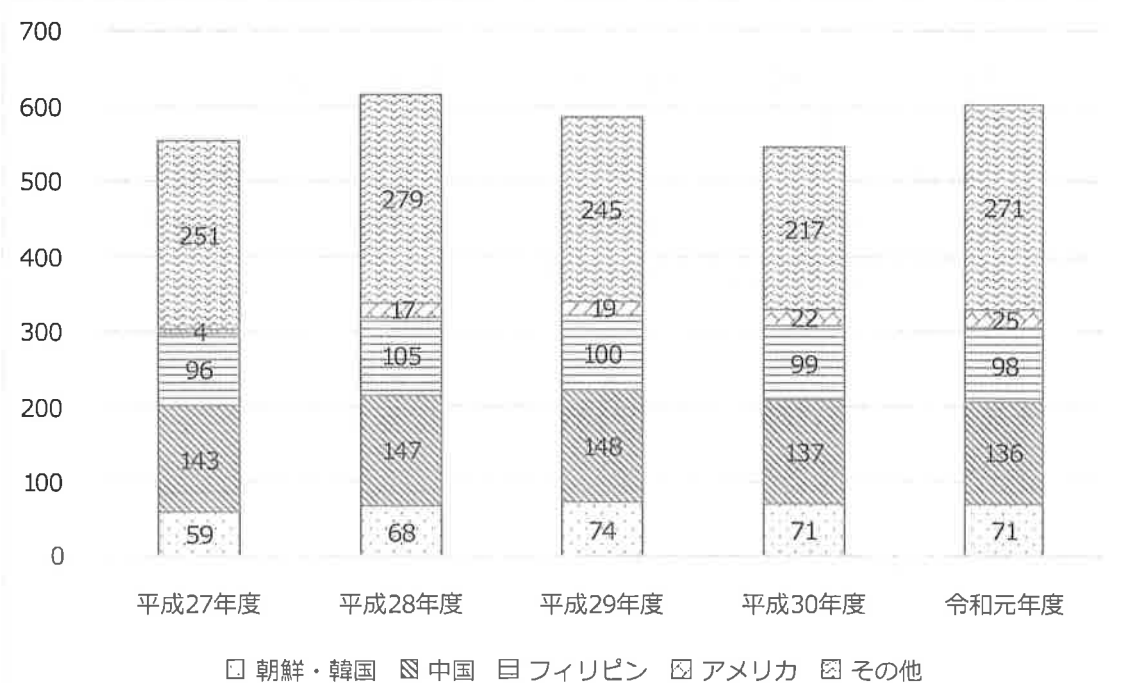
【現状と課題】

障がいがあること、外国籍であること、ひとり親家庭であることなどの理由で、社会で生きづらさを感じている人たちがいます。大規模災害や感染症の流行などの非常時においては、必要な支援が受けられなかったり、特性に起因した差別等により経済的に困窮する場合があるなど、平常時に比べより一層生きづらさを感じる場合があります。

令和2年から世界的に流行している新型コロナウイルスは、これまでの人々の生活様式や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、特に女性や社会的に弱い立場にある人たちに、より深刻な影響をもたらしています。平常時より、それぞれの特性に応じた支援を充実させるなど、男女共同参画社会の実現のために、誰もが安心して暮らせる環境の整備が必要となっています。

〔住民基本台帳による外国人数〕

単位：人



資料：市民課

【施策の方向】

①ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

事業番号	事業内容	担当課
51	自立に必要な情報提供をするとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ、経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。	子育て支援課
52	就労経験の少ないひとり親家庭の母に対し、必要な情報提供を行い、就労を支援します。	子育て支援課
53	【新規】 世帯所得の低い子育て家庭の把握に努めるとともに、必要に応じて学習支援などを行います。	子育て支援課 社会福祉課 管理課
54	【新規】 関係機関と連携し、ニート、ひきこもりなど社会で生きづらさを感じている人に対し、状況に応じた情報提供や相談、就労支援などを行います。	社会福祉課

②高齢者・障がい者への自立支援

事業番号	事業内容	担当課
55	【新規】 介護予防や高齢者の健康づくり等に関する講座を開催します。	高齢者支援課
56	【新規】 高齢者・障がい者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
57	【新規】 広報の音訳や市役所内に手話通訳者を配置するなど、障がいがあっても手続きが円滑に行えるように支援します。	秘書広報課 社会福祉課

③外国人が暮らしやすい環境の整備

事業番号	事業内容	担当課
58	【新規】 市の案内板や生活に関する情報について、ルビ付き日本語や外国語表記の併記を行うなど、外国人にもわかりやすい表記を促進します。	総務課 関係各課
59	本市に在住または本市を訪れる外国人に対して、市の案内板やパンフレット・ホームページ等の多言語化を図るなど、外国語による情報提供等の支援を行います。	総務課 生涯学習課 関係各課

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）防止と被害者支援

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※6）は、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害であり、男女がともに対等な立場で、社会に参画する男女共同参画社会の実現を阻むものです。DVは、家庭内や親密な男女間など、近い関係で行われることから、顕在化しにくくなっています。また、同居する子どもがいる場合は、子どもにも重大な影響を及ぼし、子どもの虐待へとつながる場合もあります。このように、DVと児童虐待は、密接に関連していることから、被害者支援にあたっては、DVと児童虐待双方の知識が求められています。

本市のDVに係る相談件数は年々増加傾向にあり、市民意識調査でもDVを受けたことがある割合は、約3割となっていますが、暴力を受けたことを相談した場所について質問したところ、「どこ（だれ）にも相談をしなかった」割合が4割を超えています。

また、新型コロナウイルスなどの感染症が流行すると、家庭内で過ごす時間が増え、生活不安やストレスによるDVの増加や深刻化が懸念されていることから、非常時においても適切な対応ができるよう、平常時から関係機関・関係部署との連携を図りながら、被害者に寄り添った相談・支援体制、生活再建支援などの取り組みを充実させていく必要があります。

さらに近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力である「デートDV（※7）」や、インターネット上のコミュニケーションツールを利用した性犯罪や暴力が多様化しており、幼い子どもたちが巻き込まれるなど、深刻な被害が報告されていることから、早期に予防教育を行うなどの取り組みも重要となっています。

※6 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、なぐる、ける、物を投げつける等の身体的暴力に限らず、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に電話やメールのチェックをする等の精神的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを制限する等の経済的暴力、性的行為を強要する、避妊に協力しない等の性的暴力等あらゆる形の暴力が含まれる。

※7 デートDV

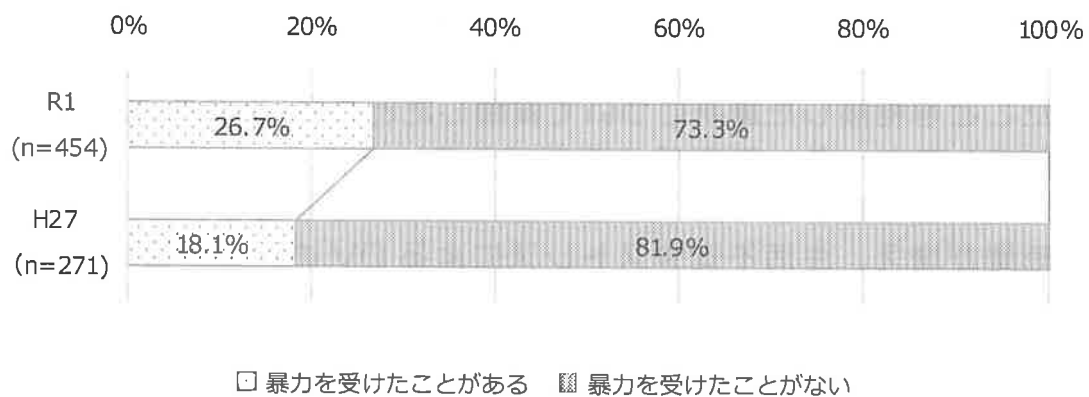
若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

[DVの相談方法・処理状況（大網白里市）]

年度	総数	相談方法		処理状況			
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関へ引き継ぎ	その他
平成 27 年度	19	5	14	10	9	—	—
平成 28 年度	21	5	16	20	1	—	—
平成 29 年度	12	2	10	10	—	—	2
平成 30 年度	9	0	9	2	3	—	4
令和 元 年度	33	8	25	24	4	2	3

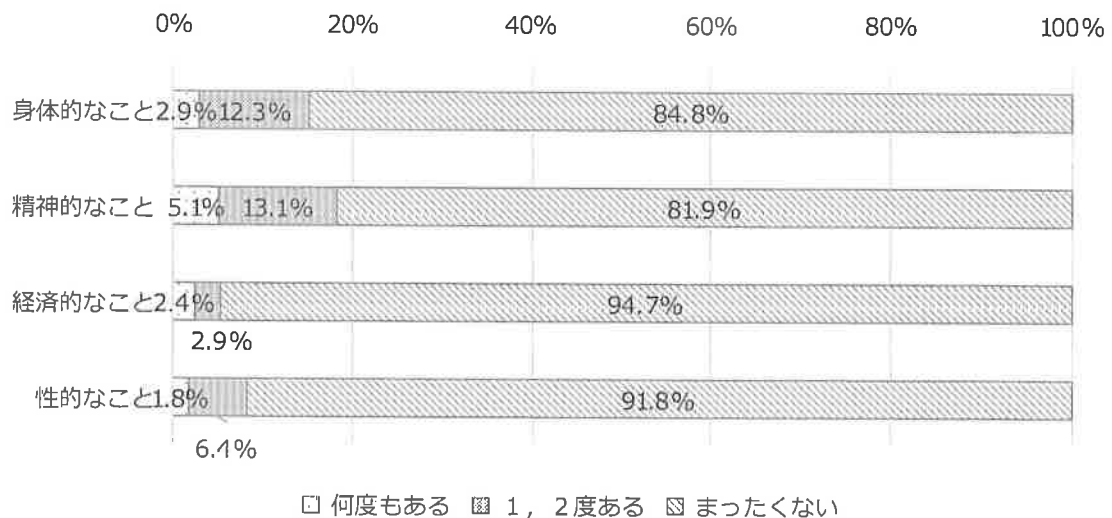
資料：地域づくり課

[暴力を受けたことがある割合]



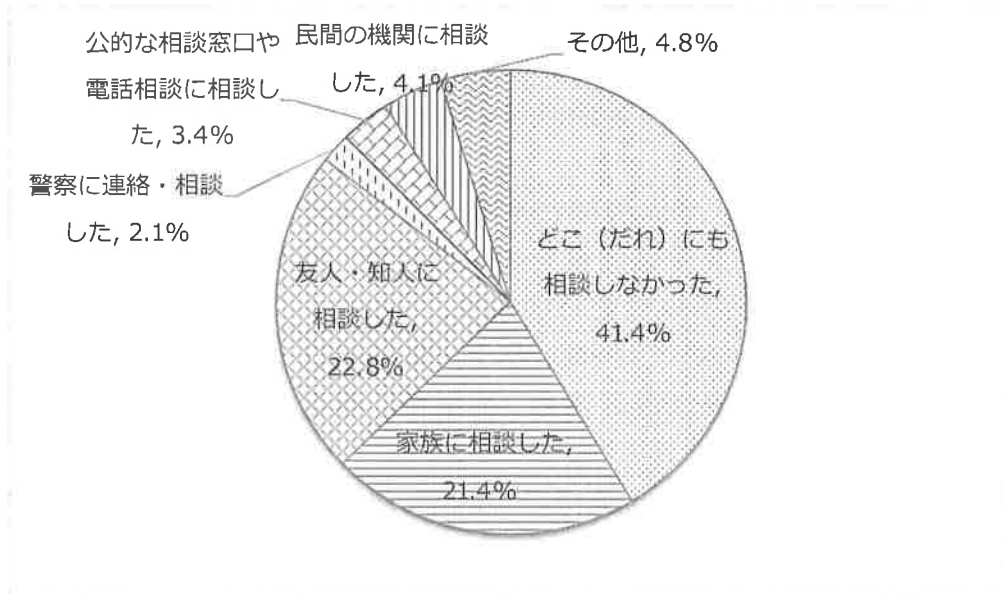
資料：市民意識調査

[DVを受けたことがある割合と種類]



資料：令和元年度市民意識調査

【暴力を受けたことを相談した場所】



資料：令和元年度市民意識調査

【施策の方向】

① DV・虐待被害者等に対する広報・啓発

事業番号	事業内容	担当課
60	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは重大な人権侵害であることを周知します。	地域づくり課 子育て支援課
61	児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	子育て支援課
62	高齢者・障がい者への虐待防止に関する啓発を行います。	高齢者支援課 社会福祉課
63	DVや虐待に関する相談窓口について、周知を図ります。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課
64	関係機関と連携し、窓口等において虐待防止に関する啓発を行うとともに、虐待防止ネットワーク会議の設置を図ります。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課

② 相談・支援体制の充実

事業番号	事業内容	担当課
65	乳幼児健診・就学前健診未受診者の把握や家庭訪問指導を通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	健康増進課 管理課
66	家庭相談員を配置し、関係機関と連携しながら児童虐待の未然防止、要保護児童等の早期発見・早期対応及び自立に至る支援を行います。	子育て支援課
67	DV相談窓口職員、婦人相談員、母子・父子自立支援員を配置し、自立支援を含め、相談者に適切な支援を行います。	子育て支援課
68	高齢者や障がい者に対する虐待について、適切な相談・支援を行います。	高齢者支援課 社会福祉課

③ 関係機関との連携強化

事業番号	事業内容	担当課
69	DV及び虐待（児童・高齢者・障がい者等）は多様な関係機関による支援が必要であるため、関係団体との連携を図ります。	子育て支援課 社会福祉課 高齢者支援課 地域づくり課 管理課
70	関係機関、関係施設と連携し、DV及び虐待（児童・高齢者・障がい者等）により緊急保護が必要なDV被害者・児童・高齢者・障がい者等に対応します。	子育て支援課 高齢者支援課 社会福祉課

④ ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

事業番号	事業内容	担当課
71	被害者をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	地域づくり課
72	出会い系サイトなど、子どもたちをインターネットを介した犯罪から守るため、メディア教育を実施するなど巻き込まれないための対策を進めます。また、広報紙、ホームページ等を利用した周知を図ります。	管理課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
60	DVに関するチラシ等の配布による情報提供	年1回以上	地域づくり課 子育て支援課
	広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	年1回以上	地域づくり課 子育て支援課
61	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
62	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
65	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	健康増進課 管理課
66	児童虐待防止に関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回以上	子育て支援課
67	DVに関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
68	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
72	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	管理課

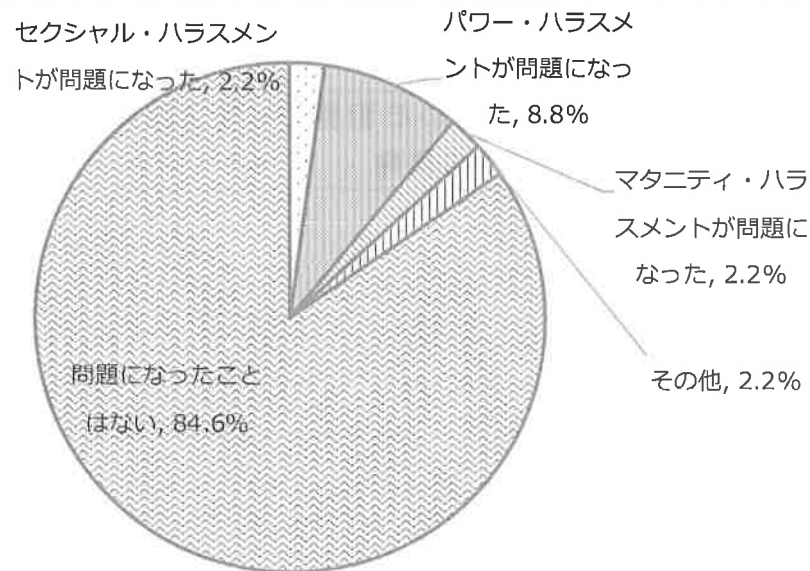
(2) ハラスメントの防止

【現状と課題】

セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになります。固定的な性別役割分担意識が、このようなハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。

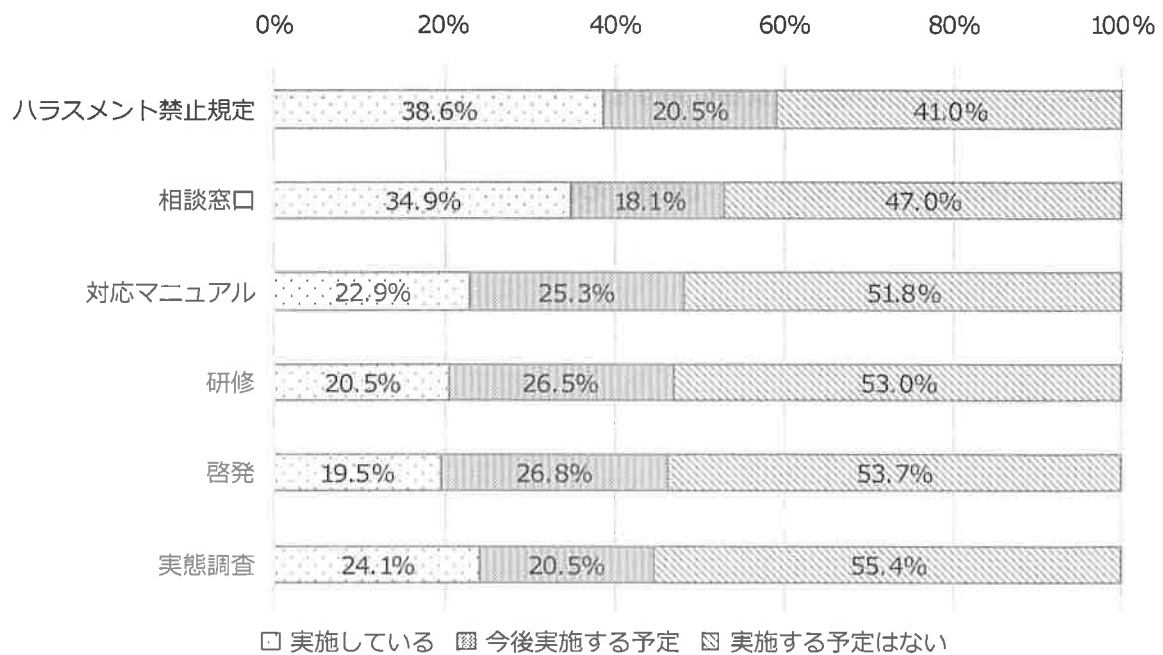
事業所意識調査において、事業所においてハラスメントが問題になったことがあるかについて質問したところ、約1割の事業所において、問題になったことがあるとの回答がありました。また、ハラスメントの防止の取り組みについて質問したところ、ハラスメント防止の取り組みを実施する予定がないと回答した事業所が約半数となっていることから、ハラスメントの発生を防ぐ環境づくりを積極的に推進していくことが求められています。

【ハラスメントを受けたことがある割合】



資料：令和元年度事業所意識調査

【ハラスメント防止のための取組状況】



資料：令和元年度事業所意識調査

【施策の方向】

① セクハラ（セクシャル・ハラスメント）、パワハラ（パワー・ハラスメント）等の防止対策の推進

事業番号	事業内容	担当課
73	セクハラ等のハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。	地域づくり課
74	職場でのセクハラ等の防止を促進するため、千葉労働局雇用均等室や男女共同参画センターなどの関係機関において実施されている相談窓口についての情報提供を行います。	商工観光課
75	市職員に対して、パワハラ、メンタルヘルス、セクハラなど、精神的・性的な人権意識（資質）向上を図るため、独自の研修プランや外部研修への参加などを推進します。	総務課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
73	セクハラ等は人権侵害であるという認識を促す情報提供	年1回以上	地域づくり課

市民の声～市民意識調査より～

- ◆時々、テレビなどの場面で女性に対する暴言やセクハラ、パワハラなどを目にすることがあり、とても悲しく胸が詰まります。日本はまだまだ、封建的で女性が虐げられていると強く思います。 【女性 60 歳代】

（３）相互理解と人権尊重

【現状と課題】

人権は、性別や人種を超えて、誰にでも認められる権利であり、日本国憲法にも個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。しかし、現実には、性別や障がいの有無、国籍の違いなどで、人権が侵害されることがあります。男女共同参画社会の実現のためには、国籍や性別を問わず、相互理解のもと、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていくことが必要となります。

また、近年では、さまざまな性のあり方が認められるようになりましたが、いまだに性的少数者（※８）に対する偏見や差別が起きているのが現状です。この問題を当事者だけの問題として捉えるのではなく、すべての人がもつ「性的指向と性自認」という属性の問題として捉える SOGI（※９）の問題として捉え、性の多様性への理解を深めるとともに、異なる属性を認め合う取り組みが求められています。

※８ 性的少数者

性的少数者とは、LGBT（レズビアン：女性の同性愛者、ゲイ：男性の同性愛者、バイセクシュアル：両性愛者、トランスジェンダー：心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人の頭文字をとった言葉）や自分の性別を決めていない、男女どちらでもあると感じる人など、性のあり方が多数派と異なる人のことを表現する言葉で、性的マイノリティとも表現されることがある。

※９ SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）

SOGI とは、性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で、「どのような性の人を好きになるのか」、「自分をどのような性だと認識しているのか」という、多数派も含むすべての人が持っている属性を指す。

【施策の方向】

①人権尊重意識の啓発

事業番号	事業内容	担当課
76	人権擁護委員による人権相談の充実や法務局人権擁護課との連携を図ります。	地域づくり課
77	人権擁護委員と連携し、「人権擁護委員の日」、「人権週間」にあわせた啓発活動などを行い、あらゆる暴力が重大な人権侵害にあたることを周知します。	地域づくり課
78	小・中学校の道徳の授業において、自他の生命を尊重すること及び集団と社会との関わりについて、計画的に学んでいくほか、人権擁護委員と連携しながら、人権教育を推進します。	管理課 地域づくり課

②多文化共生の推進

事業番号	事業内容	担当課
79	【新規】 住民と外国人住民がお互いの文化を認め合いながら、地域住民として生活できるよう国際交流協会などの市民団体と連携して、多文化共生を推進します。	総務課 生涯学習課

③性の多様性に関する理解の推進

事業番号	事業内容	担当課
80	【新規】 広報紙、ホームページ等、市が発信する情報について、差別的表現がないように点検します。	秘書広報課
81	【新規】 性の多様性に関して、正しい理解を促進するための啓発を行います。	地域づくり課

【指標】

事業番号	指標名	指標	担当課
76	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	地域づくり課
	人権擁護委員の研修への参加	年1回以上	地域づくり課
77	街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	地域づくり課

第3章

計画の推進

1 推進体制の充実

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。

庁内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。

「大網白里市男女共同参画審議会」において、幅広く意見や助言、協力等を求め、男女共同参画社会の形成に関する施策推進へ反映させていきます。

2 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

また、近隣自治体、千葉県男女共同参画地域推進員（※10）と連携を図り、広域的に計画を推進します。

※10 千葉県男女共同参画地域推進員

千葉県男女共同参画地域推進員は、地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた者であり、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

3 指標一覧

基本 目標	事業 番号	指標名	指標	担当課
I	1	市民意識調査（男女平等に関する意識）において「平等になっている」と答える割合	増加 (令和7年度までに1回)	地域づくり課
I	5	広報紙、ホームページ等を利用した男女共同参画についての啓発	年1回以上	地域づくり課
I	6	教職員研修（希望研修）への参加	年1回以上	管理課
I	7	職場体験学習の実施	年1回以上	管理課
I	9	各幼稚園と小・中学校での家庭教育学級の開催	年4回以上	生涯学習課
I	11	市民を対象にした男女共同参画に関する講座・講演会の実施	年1回以上	地域づくり課 生涯学習課
I	12	審議会等における女性委員の割合	30%	関係各課
I	15	課長相当職に占める女性の割合（市職員）	10%	総務課
I	15	副課長相当職に占める女性の割合（市職員）	30%	総務課
I	15	班長相当職に占める女性の割合（市職員）	40%	総務課
I	16	女性職員の能力開発のための研修への参加人数	述べ年間5人以上	総務課
II	17	マタニティ教室に男女で参加する割合	80%以上	健康増進課
II	21	“おとう飯”に関する啓発	年1回	地域づくり課
III	25	家族経営協定の新規締結数	5件以上	農業振興課
II	26	女性の新規認定農業者	5人以上	農業振興課
II	30	男性の育児休業等取得率（市職員）	10%	総務課
II	30	配偶者出産休暇取得率（市職員）	100%	総務課
II	32	時間外保育の実施	全施設	子育て支援課
II	32	一時保育の実施	4カ所	子育て支援課
II	32	病後児保育の実施	1カ所	子育て支援課
II	34	学童保育の開設場所	9カ所	子育て支援課

基本 目標	事業 番号	指標名	指標	担当課
Ⅳ	42	女性消防団員	10人以上	安全対策課
Ⅳ	43	大網白里市防災会議における女性委員の数	4人	安全対策課
Ⅳ	46	広報紙、ホームページ等を利用した健診や相談の周知	年12回以上	健康増進課
Ⅳ	47	新生児または乳児家庭訪問の実施	90%以上	健康増進課
Ⅳ	49	乳がん検診の受診者数	2,500人以上	健康増進課
Ⅳ	49	子宮がん検診の受診者数	1,000人以上	健康増進課
Ⅴ	60	DVに関するチラシ等の配布による情報提供	年1回以上	地域づくり課 子育て支援課
Ⅴ	60	広報紙、ホームページ等を利用したDV防止に関する周知	年1回以上	地域づくり課 子育て支援課
Ⅴ	61	広報紙、ホームページ等を利用した児童虐待防止に関する周知	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	62	広報紙、ホームページ等を利用した高齢者・障がい者虐待防止に関する周知	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
Ⅴ	65	乳幼児健診未受診者の状況把握	100%	健康増進課 管理課
Ⅴ	66	児童虐待防止に関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	66	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	67	DVに関する研修への参加	年1回以上	子育て支援課
Ⅴ	68	高齢者・障がい者に対する虐待についての研修への参加	年1回以上	高齢者支援課 社会福祉課
Ⅴ	72	インターネットを通じた犯罪に関する児童・生徒への啓発	年2回以上	管理課
Ⅴ	73	セクハラ等は人権侵害であるという認識を促す情報提供	年1回以上	地域づくり課
Ⅴ	76	広報紙、ホームページ等を利用した人権相談に関する周知	年12回以上	地域づくり課
Ⅴ	76	人権擁護委員の研修への参加	年1回以上	地域づくり課
Ⅴ	77	街頭人権啓発活動の実施	年2回以上	地域づくり課